

手続案内（産業技術課）

部局名	所属名
産業労働部	産業技術課
手続名	
計量証明事業の登録	
根拠法令	
計量法	
条項	
第107条	
手続対象者	
計量証明の事業を行おうとする方	
提出先	
計量検定所	
提出時期	
計量証明の事業を行う前	
提出書類	
① 計量証明事業登録申請書 ② 事業概要 ③ 登記簿謄本または住民票謄本 ④ 事業区分に応じた計量士登録証または主任計量者試験合格証の写し ⑤ （特定濃度の登録を行うとき）計量法第49条の5第1項に規定する認定書の写し	
手数料	
53,800円	
審査基準	
計量法第109条 「計量証明事業の登録等について（全国計量行政会議（平成28年3月）」	
標準処理期間	
15日	
相談窓口	
計量検定所	
備考	